

# 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要

## [参議院選挙制度改革（合同選管組織規定関係）]

公職選挙法の一部を改正する法律（参議院選挙制度改革法）の一部の施行に伴い、参議院合同選挙区選挙管理委員会（以下「合同選管」という。）に関し、以下の規定の整備を行うもの。

### 1. 合同選管の委員の兼業禁止の特例の対象となる法人

- 公職選挙法の一部を改正する法律（参議院選挙制度改革法。以下「改正法」という。）による改正後の公職選挙法（以下「新公職選挙法」という。）第5条の6第8項において、合同選管の委員の兼業禁止が規定されたことに伴い、当該規定において政令委任された兼業禁止の特例の対象となる法人は、合同選挙区都道府県（二の都道府県の区域を区域とする参議院選挙区選出議員の選挙区内の当該二の都道府県をいう。以下同じ。）が出資している額の合計額が資本金等の総額の2分の1以上である法人とする。

※ 選挙管理委員会の委員に関する兼業禁止は、地方自治法第180条の5第6項及び地方自治法施行令第133条に規定されている。

### 2. 合同選管に対する地方自治法等の適用

- 新公職選挙法第5条の6第18項において、合同選管については、公職選挙法又は公職選挙法施行令で特別の定めをするもののほか、合同選挙区都道府県の地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会とみなして、地方自治法その他の法令の規定を適用することとされたことから、みなし適用の対象となる地方自治法、地方公務員法及び地方自治法施行令の規定を定める。

### 3. その他所要の規定の整備

※ 参議院選挙制度改革に関し、合同選管の組織に関する規定以外の公職選挙法施行令の改正については、改正法の本施行（平成27年11月5日）に合わせ別途行う予定。